

手続きの流れ

住みたい賃貸借物件があったら……

- ・ 連帯保証人が必要な物件かどうか 確認する。
 - 「不要」 → 賃貸借契約をする（大学・入管(市)などに住所変更届など必要な届をする）
 - 「必要」 → 連帯保証人を探す
 - 「保証人がいる」 → 賃貸借契約をする
 - 「保証人いない」 → 留学生住宅保証人制度がつかえるか検討する

- ・ 当法人独自の、本制度専用の「建賃貸借契約書」があるので、それを貸主(大家・協力事業者・管理会社)等に見せて、この契約書の内容で承諾できるかどうか、確認する。
 - ※ 留学生のために友好なご協力をいただけるか、諸手続きや情報について円滑に連絡をとりあっていたりいただけるか、保証内容を承諾できるか が重要です。
 - 「OK」 → 専用契約書(2部)で 賃貸借契約をする

- ・ 当制度利用の条件の1つに、(公財)日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償」に加入すること、があるので、加入をする

- ・ 賃貸借契約書、保証人依頼書、在留カード、学生証、留学生住宅総合補償(JEES)保険料の加入者控え等、書類を揃え、大学担当課から 大学コンソーシアムおおいたへ保証人の申請をする。

- ・ 保証人承諾されたら、承諾書や契約書が返却されるので、契約書は本人・貸主と1部ずつ保管する

- ・ 本制度利用中は、「留学生住宅総合補償」の継続加入、長期留守の連絡、その他重要な情報は必ず遅滞なく連絡する

- ・ 卒業、退学、本制度を利用しない物件への引越し の場合には、遅滞なく連絡し、大学は最終退去清算の確認後に、保証人を終了する旨、大学コンソーシアムおおいたへ連絡する